**小山市公共下水道区域外流入に伴う提出図書について**

**１．区域外流入の対象者**

区域外流入することができる者は、小山市生活排水処理計画の公共下水道に係る

長期整備構想区域（下水道全体計画区域）内の土地又は同区域に隣接している土地

の所有者又は占有者（区域外流入について当該土地の所有者の同意を得た者に限る。）です。

○上記対象者に該当する場合、下記条件を満たすことで区域外流入による公共下水道の接続が認められます。

・設置する排水施設が法、小山市下水道条例等の規定に適合していること。

・当該区域外流入が小山市下水道事業計画に支障をきたすものでないこと。

　・当該区域外流入が自然流下により行われるものであること。

　・その他下水道管理者が提示した条件を満たすものであること。

※申請地が流域下水道区域（思川処理区）に隣接する場合、栃木県下水道管理事務所の許可を得る必要があります。栃木県下水道管理事務所との協議は上下水道施設課の方で行います。

**２．提出書類　※２部提出**

**（１部は区域外流入許可決定通知書交付時に返却いたします。）**

１）小山市公共下水道区域外流入許可申請書

・区域外流入に係る土地の地番、面積

・設置施設の規模及び用途（建物面積、排水量、戸数、用途）

２）委任状

・代理人連絡先は必ず記入のこと

３）位置図および案内図

・申請地および申請箇所の表示

４）公図の写し

５）汚水排水計画平面図

・既設汚水管の表示、接続箇所およびその方法の記入を含む

６）汚水管縦断図

・接続箇所とその高さ、管渠勾配等の記入

７）標準断面図および標準構造図

・汚水管とその付帯施設の占用位置を表示

・協議書に記入された下水道施設の構造図を全て添付のこと

・道路復旧断面図

８）下水道管、マンホール等の標準構造図

９）申請地内からの計画排水流量の計算書

10）地積測量図・登記簿

※区域外流入分担金の算定に必要になります。

11）その他

・都市計画法第２９条の規定に基づく開発行為の許可書の写し

※開発行為に該当する場合

・小山市公共下水道区域外流入及び物件設置に関わる同意書

　※申請者と土地権利者が異なる場合

（開発行為に該当する場合、開発行為施工同意書でも可）

・その他管理者が必要と認める書類

**小山市上下水道施設課　計画係**

**０２８５－２４－７６１７**